

# 東金市第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画 計画の基本理念と施策の体系

## 第1節 計画の基本理念及び基本方針

### (1) 基本理念

本市では、平成24(2012)年3月に策定された東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画(第1次)において、市民一人ひとりの尊厳を守り、地域の支えあいの中で、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生きていくことのできる地域社会を目指して、地域福祉を推進してきました。

また、平成28(2016)年3月に策定された東金市第3次総合計画第4期基本計画においても、協働による地域福祉の推進を市の基本的方向としており、市に関わる全ての人の連携、協働が求められています。

こうした市の方向性は、国が目指す、障がいや高齢、子ども、生活困窮者等の様々な階層のすべての人々を、住み慣れた地域社会で包括する互いに支え合う社会、「地域共生」の地域づくりと合致するものです。

そのため本計画では、引き続き「自然豊かな郷土で 市民が支えあって ぬくもりあふれるまち 東金」を地域福祉の目指す姿として定めます。

本市では、上位計画である総合計画の将来像の実現をめざし、住民同士の絆や支え合い・助け合いの精神のもとで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現をめざし、

自然豊かな郷土で 市民が支えあって

ぬくもりあふれるまち東金

を基本理念とした、地域福祉の推進に取り組みます。

なお、この基本理念を基本的な考えとして、本計画を推進するための、4つの基本方針と●つの基本目標を定めました

## (2) 計画の基本方針

本計画において、地域や地域住民、地域内で活動する各組織・団体の福祉機能の向上を図り、市民が地域での「結びつき」「助け合いや支え合い」によって、地域福祉の推進に取り組むことができる環境を整備するため、以下の4つの位置づけを方針として掲げます。

### 基本方針1 「協働」の位置づけ

実践過程及び地域協働への市民の主体的な参加を促し、地域住民の多様性に配慮した地域福祉の推進に取り組みます。

### 基本方針2 「地域」の位置づけ

地域福祉で対象とされるのは、「東金市全域」の地域社会を指します。

一方で、本計画が地域や住民の多様性に配慮した計画であるためには、東金市全域という大枠での地域福祉を検討するだけでなく、「それぞれの地域」の存在を、地域福祉推進の中で明確に位置づけることが重要となります。

それぞれの地域は、地域住民の主体性が発揮される実践の場であり、町内会・自治会や地区社会福祉協議会等による主体的な取り組みが推進される場であるとともに、地域それ自体が主体性を持つ場合もあります。

本計画は、東金市全域の地域福祉の推進を目指すとともに、このような地域性（地域の主体性）に配慮した地域福祉の推進に取り組みます。

### 基本方針3 「連携」の位置づけ

本計画では、地域における実践的な福祉を担っている市社協と行政との連携を強化し、地区ごとに構成される地区社協を核とした、地区別による推進体制の構築をめざすとともに、将来的な地域の福祉力の育成・向上を図ります。

また、事業や地域活動が円滑に行われるよう、推進体制づくりや活動条件の整備等、それぞれの役割に応じた連携を図ります。

### 基本方針4 「発展」の位置づけ

本計画は2期目であり、1期目により蓄えられた地域の活力を有効的かつ効率的に発展・強化させていくことが求められます。

そのため、計画内において12地区別の地区別推進計画（仮）を包括し、地域の活動を積極的に支援します。

## 第 2 節 計画の基本目標

---

「自然豊かな郷土で 市民が支えあって ぬくもりあふれるまち 東金」の実現に効果的に取り組むため、本計画においては、以下の 4 つの基本目標を掲げ、施策を分類し、体系化しました。

### 1 「○○○○○○○」

説明文

### 2 「○○○○○○○」

説明文

### 3 「○○○○○○○」

説明文

### 4 「○○○○○○○」

説明文

### 第 3 節 施策の体系

---

本計画の実施に当たり、施策の体系を以下の通りに定めます。

自然豊かな郷土で 市民が支えあって  
ぬくもりあふれるまち東金

基本目標 1

○○○○○○

基本目標 2

○○○○○○

基本目標 3

○○○○○○

